

六ヶ所再処理工場の竣工に向けた考え方等に関する
福井県へのご報告

2026年8月18日
関西電力株式会社

当社は本日、六ヶ所再処理工場の竣工に向けた考え方等について、福井県にご報告しました。

当社は、使用済燃料の県外搬出を確実に進めていくために、引き続き、使用済燃料対策ロードマップに基づく取組みを着実に実施してまいります。

以 上

(添付資料) 六ヶ所再処理工場の竣工に向けた考え方等に関する福井県へのご報告内容

＜電事連および電力各社への要請＞

- ・ サイクル政策を着実に進める観点から、引き続き、信頼性向上の取組みを含め、六ヶ所再処理工場の竣工に向けた各工程を、官民一体で総力を挙げて確実に進めるべく、進捗管理と必要な人材確保の調整に、最大限の協力を行うこと。

＜全事業者への要請＞

- ・ 使用済燃料対策全体の対策強化について、引き続き事業者全体の一層の連携強化を図りながら取り組むこと。

＜当社の対応＞

- 日本原燃の迅速な設工認申請書の補正対応に向けて、緊急的な追加人材支援を開始。
- 電力大で約３０名、そのうち当社は約２０名の増員。
- 当社としては、補正申請に向け、支援の効果を最大限に高めていく。また、支援が必要な箇所があれば、速やかに支援できるよう調整していく。
- 六ヶ所再処理工場の確実な竣工に向け、今後も必要となる支援を積極的に講じていく。

【7月27日 福井県－資源エネルギー庁・当社 面談】

●当社からの報告内容

- ・今後、日本原燃により示される「実現性の高い工程」を踏まえる必要はあるが、仮に、六ヶ所再処理工場の竣工時期が遅れたとしても、現在の当社の使用済燃料対策ロードマップは、竣工後に行う予定としていた溶液・廃液の試験的処理を、竣工前から行うことで、竣工から操業開始までの期間が、日本原燃が現在想定している期間に比べ、短縮されうるものと考えられること、また、使用済MOX燃料の再処理実証研究で検討している100トン分について、2027年度から2031年度に搬出する300トンに続いて搬出することにより、2028年度からの当面の搬出量には大きな影響はない。
- ・仮に再処理工場の竣工が遅れることになれば、実効性のある使用済燃料対策ロードマップを速やか示す。

●福井県からの要請

- ・六ヶ所再処理工場の竣工が遅れることになれば、実効性のあるロードマップを速やかに示す考えである一方、県議会では、竣工遅れの可能性がある中で、乾式貯蔵施設を前に進めるべきではないといった声もある。
- ・そうした懸念に、事業者としての考え方を速やかに示すこと。

【当社の考え（実効性のあるロードマップの提示）】

- 仮に六ヶ所再処理工場の竣工遅れが明らかとなれば、必要な搬出容量を確保し、着実に発電所が継続して運転できるよう、使用済燃料を県外に継続的・安定的に搬出できることが見通せる「実効性のあるロードマップ」を速やかに示す。
- 具体的には、今後、日本原燃により示される「実現性の高い工程」を見極めたうえで、検討中の使用済MOX燃料の再処理実証研究に伴う、残り100トンの搬出の具体化をはじめ、必要な搬出容量の確保に取り組むとともに、改めて、使用済燃料貯蔵量の推移見通しを定量的に示す。
- 8月6日の幹事会では、資源エネルギー庁から電力各社に対し、連携強化を図るよう指示あり。当社は、必要な搬出容量の確保に向けた当社の考え方を各電力に説明しており、今後とも、電力各社と連携・協力しながら、必要な搬出容量を確保していく。

【当社の考え（貯蔵容量を増加しない考え方）】

- 当社が計画している乾式貯蔵施設は、使用済燃料の中間貯蔵施設へのより円滑な搬出、さらに搬出までの間、電源を使用せずに安全性の高い方式で保管するための施設である。
- 貯蔵容量を増やさない観点から、乾式貯蔵施設に移し替えることで空いた貯蔵プールのスペースは原則使わない。
- 例外の考え方は、国内外の情勢変化や自然災害等、自社の事由によらない事象によって搬出が滞り、日本全体のエネルギー安定供給に貢献出来なくなる可能性がある場合に限られる。六ヶ所再処理工場の竣工や操業開始の遅延をもって、例外には当たらない。
- 例外が認められるケースは、県及び立地町のご理解が得られた場合に限る。

参 考

＜六ヶ所再処理工場竣工に向けた取組み＞

- 日本原燃のニーズに応じた支援を継続しており、設工認の説明終了に向けた増員を行ったことに加え、今後の検査、保安規定、訓練のフェーズへの本格的な移行を見据え、当社を中心に電力大で、発電プラントにおける新規制基準対応での検査、保安規定、訓練等の経験を有する人材を派遣し、規制庁説明対応のリード役、竣工に向けた各取組みの進捗管理といった支援を実施。
- 今後は、当社が、設工認の補正に向けた準備作業において支援が必要な個所を見極め、オールジャパンでの支援体制でしっかりと取り組む、それと並行して、保安規定の審査や検査対応などの後段規制の準備や対応を加速させていく必要がある。
- 保安規定の審査では現場の運用や手順に関する内容が中心となってくること、また検査対応は現場作業を伴ってことから、当社は、これらの知見・経験を有する専門家を派遣していく。
- さらに、信頼性を高める取組みの1つとして新たに取組む『溶液・廃液処理』も含め、今後の竣工にむけた工程全体として、計画立案の段階から一体的に関与し、それぞれが着実に進められるよう、当社は、更なる人的派遣など効果的な支援を実施するべく、調整しているところ。
- 六ヶ所再処理工場の竣工に向けては、後段規制の対応状況に応じた適時適切な支援の継続が重要であり、引き続き、技術面、マネジメント面で、日本原燃をオールジャパン体制で、全力で支援していく。

＜六ヶ所再処理工場の竣工遅れに対する受止め＞

- 今後、日本原燃により示される「実現性の高い工程」を踏まえる必要はあるが、仮に、六ヶ所再処理工場の竣工時期が遅れたとしても、現在の当社の使用済燃料対策ロードマップは、竣工後に行う予定としていた溶液・廃液の試験的処理を、竣工前から行うことで、竣工から操業開始までの期間が、日本原燃が現在想定している期間に比べ、短縮されうるものと考えられること、また、使用済MOX燃料の再処理実証研究で検討している100トン分について、2027年度から2031年度に搬出する300トンに続いて搬出することにより、2028年度からの当面の搬出量には大きな影響はない。

【福井県からの確認事項①】

- ・改めて「原則」と「例外」の考え方について、竣工と操業開始の定義も含めて、確認したい。

【当社回答】

- ・国内外の情勢変化や自然災害等、自社の事由によらない事象によって搬出が滞り、日本全体のエネルギー安定供給に貢献出来なくなる可能性がある場合などは例外になると考えるが、六ヶ所再処理工場の竣工や操業開始の遅延をもって、例外には当たらない考え。
- ・また、日本原燃では、「竣工」とは、使用前確認証を受領した段階、「操業開始」とは、新たに使用済燃料のせん断を開始する段階、と定義しているが、現在原子力規制庁等と議論しているところ。

【福井県からの確認事項②】

- ・「仮に再処理工場の竣工が遅れても、ロードマップへの大きな影響はない」との説明であったが、全く影響がないとは言えないと考える。使用済燃料の必要な搬出容量を確保し、継続的・安定的に搬出するための考え方を示してもらいたい。

【当社回答】

- ・まず、日本原燃から示される新たな工程を踏まえた再処理量を確認する必要がある。
- ・その内容を踏まえ、再処理工場へは、必要量を確保し搬出するよう引き続き取り組むことに加え、検討中としている100トン分の仏国への使用済燃料搬出の具体化、号機間輸送などの必要な調整を実施し、さまざまな可能性を組み合わせる必要な搬出容量を確保し、福井県外に使用済燃料を継続的・安定的に搬出し、着実に発電所が継続して運転できるよう、あらゆる方策を講じていく。

【福井県からの確認事項③】

- ・関西電力は、遅くとも2035年末までに乾式貯蔵施設から中間貯蔵施設への搬出を開始する考えを示している。中間貯蔵施設への搬出開始までにどれくらいの期間が必要と考えているのか。

【当社回答】

- ・発電所により多少の差異はあるが、乾式貯蔵施設に係る工事が完了するには、現地工事の着工後少なくとも3年はかかる見込み。
- ・また、乾式貯蔵施設から中間貯蔵施設への搬出を開始した後、中間貯蔵施設への搬出を継続的・安定的に維持するためには、搬出開始までに乾式貯蔵施設に一定規模の乾式キャスクを搬入しておくことが必要である。
- ・乾式貯蔵施設への搬入は、仏国への使用済MOX燃料の搬出、六ヶ所再処理工場への搬出などと並行して、燃料取扱エリア作業を調整しつつ、実施することになるため、搬入量が限定的になることが想定される。
- ・当社としては、出来るだけ早く工事を完了し、計画的に乾式貯蔵施設への搬入を進め、中間貯蔵施設に円滑に搬出する環境を整えてまいりたい。

【福井県からの確認事項④】

- ・再処理工場の竣工が遅れることになれば、ロードマップの見直しが最優先となると考えるが、その点について考えを確認したい。

【当社回答】

- ・今後、日本原燃により示される「実現性の高い工程」を踏まえる必要はあるが、仮に再処理工場の竣工が遅れることになれば、実効性のある使用済燃料対策ロードマップを速やかにお示しする。